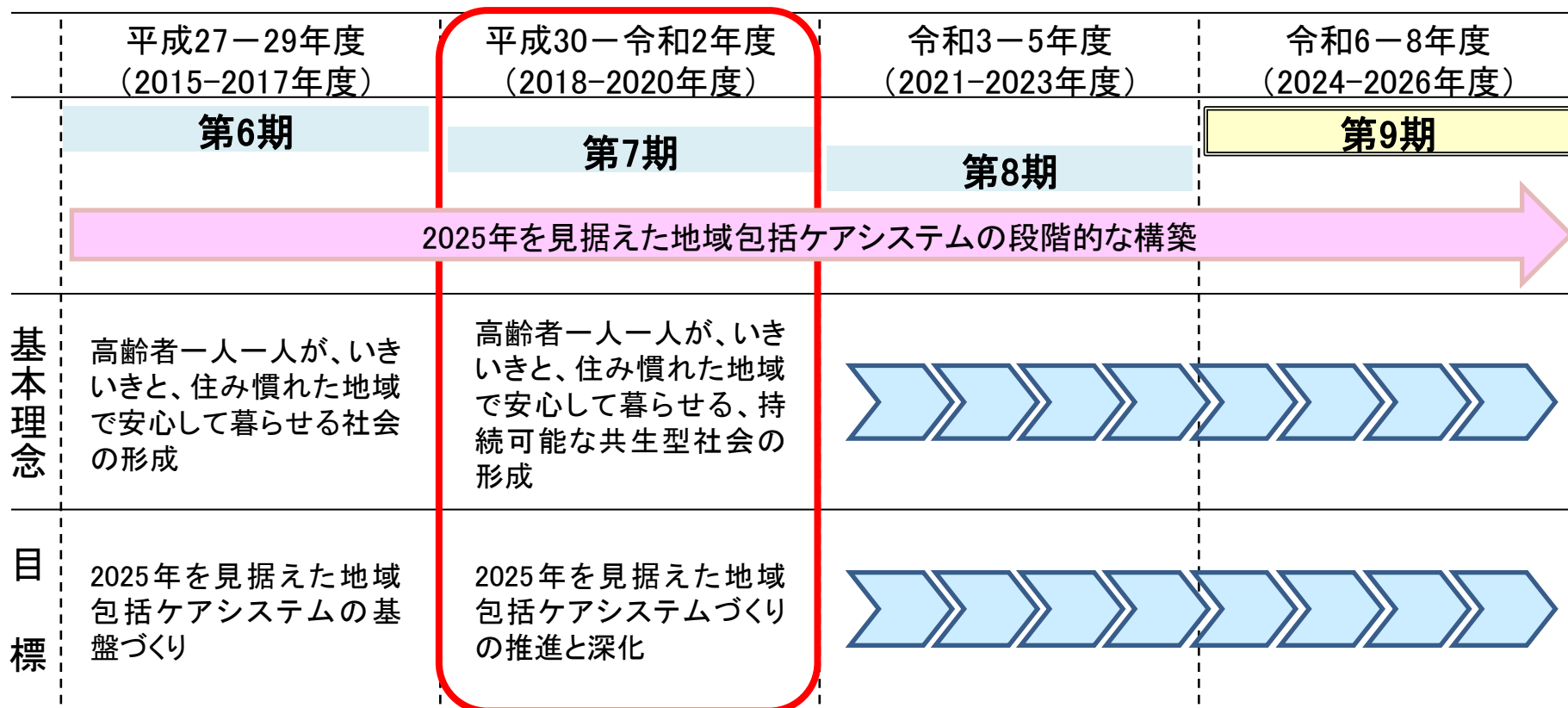


# 第7期広島市高齢者施策推進プラン の推進状況

# 1 第7期プランの基本理念、目標及び施策体系

# (1) 第7期プランの基本理念、目標

基本理念	高齢者一人一人が、いきいきと、住み慣れた地域で安心して暮らせる、持続可能な共生型社会の形成
目標	2025年を見据えた地域包括ケアシステムづくりの推進と深化



※ 地域包括ケアシステムとは、高齢者一人一人がいきいきと暮らし、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が、日常生活の場(日常生活圏域)において、包括的に確保される仕組みをいう。

## (2) 第7期プランの施策体系

- 第7期プランでは、第6期で進めてきた地域包括ケアシステムづくりをさらに充実させていく必要があることから、第6期と同じく、「高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進」、「高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり」、「援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実」の3つの柱の下、各種施策・取組を推進している。
- また、各施策の実施に当たって、共通の基本的な視点(①自立支援と重度化防止、②高齢者、障害者、子ども等を包括的に支援する「共生型社会の形成」、③日常生活圏域等における「エリアマネジメント」)を設けることにより、各施策に同一の方向性を持たせ、基本理念の実現性を高めている。

3つの施策の柱	施策項目	横断的な視点
1 高齢者がいきいきと暮らしていくための活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎健康づくりと介護予防の促進</li> <li>生きがいつくりの支援</li> <li>まちの活性化につながる多様な活動の促進</li> </ul>	. . . エリアマネジメント 共生型社会の形成 自立支援と重度化防止
2 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎見守り支え合う地域づくりの推進</li> <li>生活環境の充実</li> <li>権利擁護の推進</li> <li>暮らしの安全対策の推進</li> </ul>	
3 援護が必要な方々が安心して暮らせるための施策の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進</li> <li>介護保険事業の円滑な実施と持続可能性の確保</li> <li>◎在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進</li> <li>◎認知症施策の推進</li> <li>被爆者への援護</li> </ul>	

※ 施策項目の「◎」は、第7期プランにおいて重点施策として位置付けているもの

## 2 第7期プランの推進状況

## **(1) 重点施策 I**

**「健康づくりと介護予防の促進」**

## ① 取組方針

比較的軽度の要支援・要介護認定者が多い本市の現状を踏まえ、できる限り高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、高齢者自らが、地域における人と人との繋がりの中で、健康づくりと介護予防に取り組める環境づくりを進める。

## ② 目標設定

	項 目	目 標
1	健康寿命の延伸	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加
2	日常生活動作が自立している期間の延伸	「日常生活動作が自立している期間の平均」の対前年度比増
3	要介護状態等の維持・改善	要介護状態等の維持・改善

### ③ 評価

ア 平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

イ 「日常生活動作が自立している期間の平均」の対前年度比増

○ 取組レベルでの進捗状況を見ると、元気じゃ健診（特定健康診査）の受診率や高齢者いきいき活動ポイント事業（健康づくり・介護予防活動）への参加率は向上しており、設定した目標達成に向けての取組は着実に進んでいる。一方で、「平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加」は3年に1回の統計を、「日常生活動作が自立している期間の平均」は2年遅れで公表される統計を基に算定される指標であることから、より適切に進捗状況を把握するため、経年比較が可能な指標に改める必要がある。

#### 主な取組

##### ◎元気じゃ健診（特定健康診査）の受診率の向上

- 生活習慣病の早期発見のため、広島市国民健康保険被保険者で40歳から74歳までの市民を対象に特定健康診査を実施するとともに、平成31年度から健診費用全員無料化を開始するなどにより、受診率の向上を図った。

区分	平成29年度	平成30年度	平成31年度
目標	—	25%	30%
実績	21.2%	25.2%	（令和2年11月頃把握予定）

第6期計画期間

第7期計画期間

##### ◎高齢者いきいき活動ポイント事業の健康づくり・介護予防活動に参加する高齢者の割合の向上

- ポイント事業の効果を検証するためにアンケート調査や参加データの分析を行い、確認された健康づくりの効果を高齢者に周知することによって、参加促進を図った。

目標	前年度を上回る参加率
実績	初年度（H29.9～H30.8）26.2% 2年度目（H30.9～R1.8）28.4%



## ウ 要介護状態等の維持・改善

### (ア) 要支援・要介護度別認定者数等

○ 令和元年9月末現在の認定者数及び65歳以上の認定率は、第7期プランの計画値(推計)を上回っているものの、第6期プラン最終年(平成29年9月)と比較すると65歳以上の認定率は低下しており、また、年齢階層別認定率(次項)では、全ての年齢区分において認定率が低下している。これらは、地域介護予防拠点の拡充等といった介護予防・重度化防止の取組が一定の成果を上げていることによるものと考えられ、引き続き、要介護状態等の維持・改善に取り組む必要がある。

区分	平成29年9月 (第6期)		令和元年9月(第7期)			
	認定者数	65歳以上 認定率	計画(推計)		実績	
			認定者数	65歳以上 認定率	認定者数	65歳以上 認定率
要支援1	9,393人	3.2%	8,373人	2.8%	9,385人	3.1%
要支援2	8,243人	2.8%	8,177人	2.7%	8,692人	2.8%
要介護1	10,925人	3.7%	11,113人	3.7%	10,814人	3.6%
要介護2	9,823人	3.3%	10,322人	3.4%	9,917人	3.2%
要介護3	6,956人	2.3%	7,197人	2.4%	7,410人	2.4%
要介護4	5,583人	1.9%	5,807人	1.9%	5,748人	1.9%
要介護5	4,696人	1.6%	4,502人	1.5%	4,599人	1.5%
<b>合計</b>	<b>55,619人</b>	<b>18.7%</b>	<b>55,491人</b>	<b>18.3%</b>	<b>56,565人</b>	<b>18.5%</b>

### 主な取組

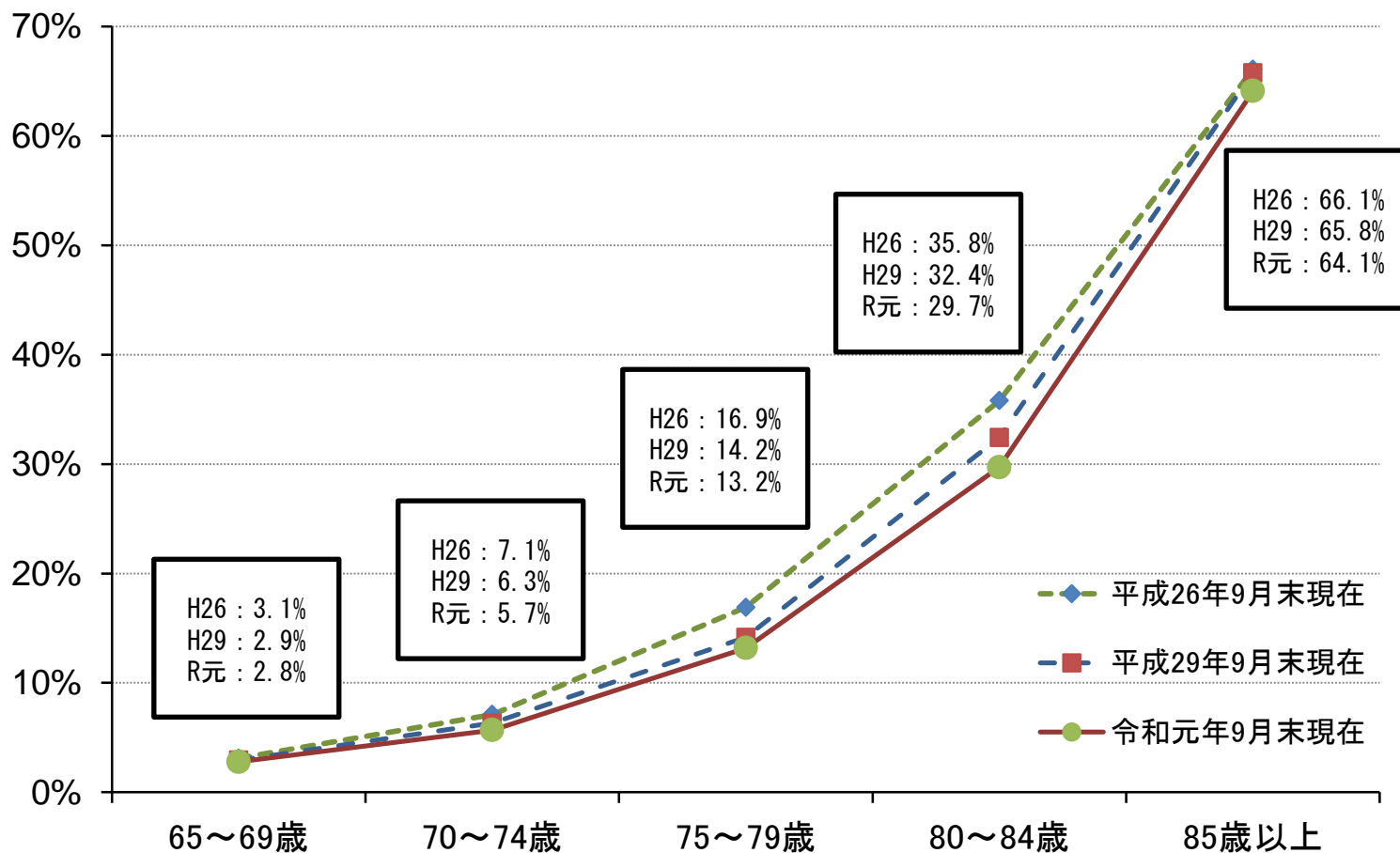
#### ◎地域介護予防拠点の箇所数及び参加者数の拡大

・原則週1回以上いきいき百歳体操等の筋力運動を取り入れた住民運営の通いの場である地域介護予防拠点について、地域包括支援センターがコーディネーターとなりその立上げや運営の支援を行うとともに、運営費の補助を行うことにより、拠点や参加者の増加を図った。

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
目標	510か所 9,800人	690か所 13,400人	870か所 17,000人
実績	668か所 16,073人	785か所 19,169人	—

※栄養や口腔などの多様な介護予防の取組も拡大

# (イ) 年齢階層別要支援・要介護認定率



令和元年9月	人口	73,807人	78,637人	61,430人	41,600人	44,589人
	認定者数	2,048人	4,465人	8,099人	12,358人	28,587人
	認定率	2.8%	5.7%	13.2%	29.7%	64.1%

## **(2) 重点施策Ⅱ**

**「見守り支え合う地域づくりの推進」**

## ① 取組方針

本市の在宅高齢者のうち高齢者のみの世帯は年々増加傾向にあり、今後も増え続けることが見込まれることを踏まえ、共助の精神で、高齢者を見守り、支え合うことができる地域づくりを推進する。

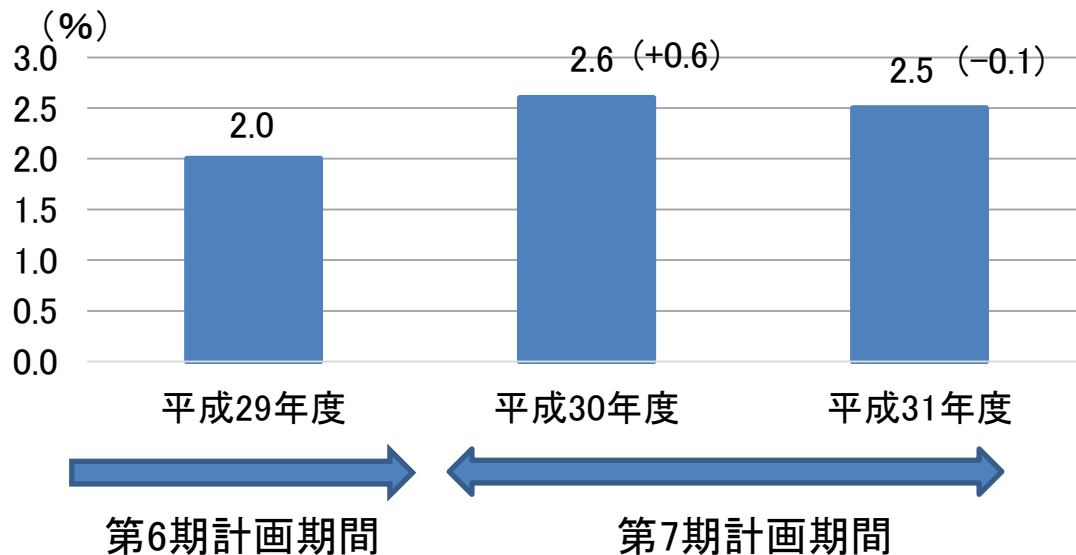
## ② 目標設定

	項 目	目 標
1	高齢者を支える地域団体等の活動の活性化及び担い手の拡大	地域における高齢者支援の活動に参加したと回答する人の割合の対前年度比増
2	高齢者地域支え合い事業に取り組む小学校区数	平成30年度:114区域 平成31年度:129区域 令和 2年度:138区域

### ③ 評価

#### ア 地域における高齢者支援の活動に参加したと回答する人の割合の対前年度比増

- 直近2年の対前年度比は横ばい(平成30年度:2.6%、平成31年度:2.5%)であるが、平成29年度(第6期プラン最終年度)と比べると増加している。これは、高齢者いきいき活動ポイント事業(地域でのボランティア活動)への参加促進などの取組が効果を上げていることによるものと考えられる。今後も着実な増加に向けて引き続き取り組む必要がある。



「広島市市民意識調査」から作成

#### 主な取組

##### ◎高齢者いきいき活動ポイント事業の地域でのボランティア活動に参加する高齢者の割合の向上

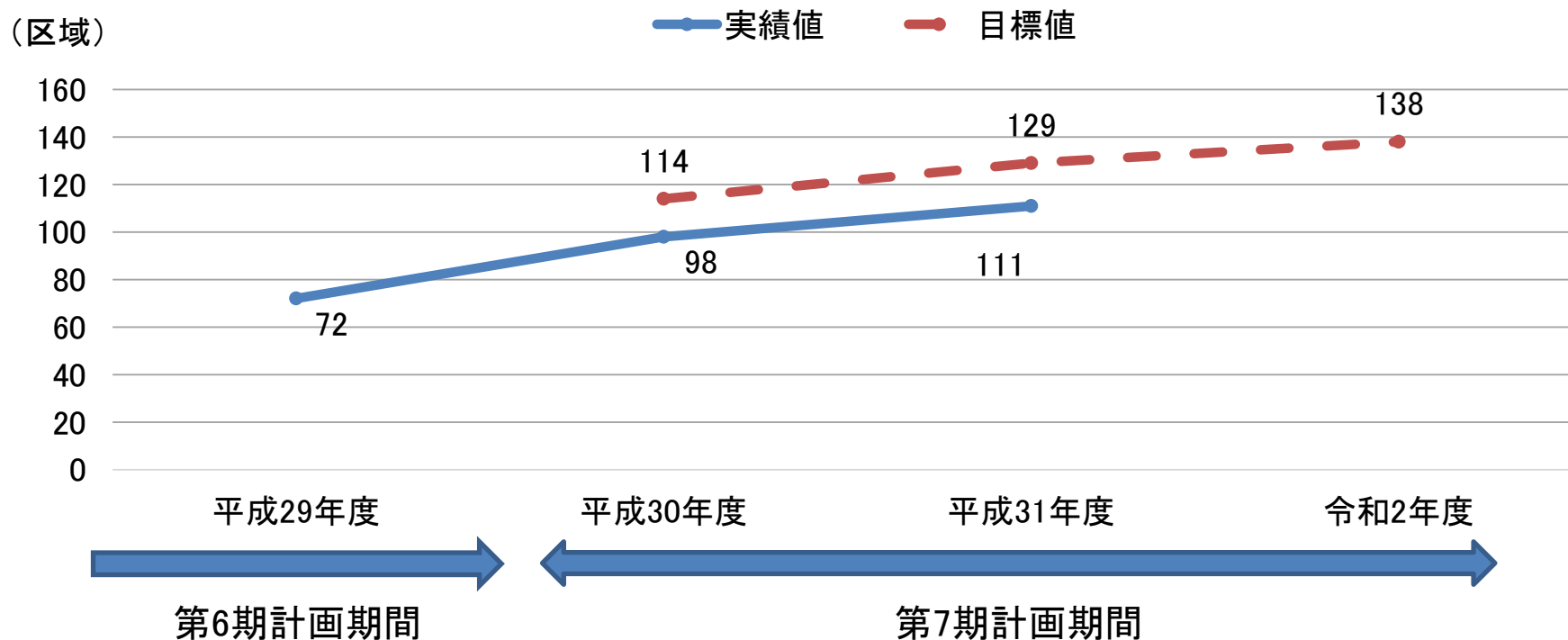
- ・ポイント事業の効果を検証するためにアンケート調査や参加データの分析を行い、確認された健康づくりの効果を高齢者に周知することによって、参加促進を図った。

目標	前年度を上回る参加率
実績	初年度 (H29.9~H30.8) 16.6% 2年度目 (H30.9~R1.8) 17.7%

## イ 高齢者地域支え合い事業に取り組む小学校区数

○ 第6期(平成29年度)から第7期にかけて、地域包括支援センターがコーディネーターとなり、地区社協や民生委員、町内会・自治会、老人クラブ等の様々な活動主体が参画する高齢者支援・見守りのネットワークを形成している区域の数は増加しており、その数は平成31年度時点で、目標の9割近くに達している。また、その他の区域においても、既に民生委員などを中心とした独自の見守り体制が築かれているなど、ほとんどの区域で見守りのネットワーク等が構築されている。

こうした状況を踏まえ、第8期では、これらのネットワーク等を高齢者にとってより効果的なものにしていくために、実際に支援を受けて見守られている高齢者を増やしていくという視点で新たな指標を設定する必要がある。



### **(3) 重点施策Ⅲ**

**「質の高い介護サービスを安定して  
提供できる体制づくりの推進」**

## ① 取組方針

介護サービスの中でも、特に単身や中重度の要介護高齢者に対応できるサービスの提供体制の充実や、今後、大幅な不足が見込まれる介護人材の確保と質の高い人材の育成など、質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりを進める。

## ② 目標設定

	項 目	目 標
1	介護サービス量の見込みに応じた事業所数又は定員数	介護サービス量の見込みに応じた事業所数又は定員数
2	介護サービス量の見込みに基づく、必要な介護人材の数	介護サービス量の見込みに基づく、必要な介護人材の数
3	要介護状態等の維持・改善 (再掲 ※)	要介護状態等の維持・改善

※ 「要介護状態等の維持・改善」の評価については、重点施策 I (P9~10)に記載のとおり



### ③ 評価

ア 介護サービスの量の見込みに応じた事業所数又は定員数

イ 介護サービスの量の見込みに基づく、必要な介護人材の数

- 特別養護老人ホーム及び認知症高齢者グループホームについては、整備目標の約6割の達成率にとどまる見込みである。これは、介護人材の確保が困難なことや建設費の高騰などの要因により事業者の新規参入が進まないことに加え、介護サービスが提供可能な有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの施設が、特養等へ入所の必要性が高い一部の高齢者の受け皿となっているなど、目標設定時には見込んでいなかった要素が生じたことによるものと考えられる。
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所等の地域密着型サービスについては、整備目標の約8割の達成率となる見込みである。これは、地域密着型サービスが、特に、資力等に乏しい小規模事業者にとって、採算面で参入が難しいこと、また、従来の訪問介護等のサービスから切り替えるメリットが十分に浸透していないことなどから利用者の確保が困難なことなどにより、事業者の新規参入が進まないことなどによるものと考えられる。
- こうした状況を踏まえると、第8期プラン策定に際しては、施設の利用ニーズ等についてより精緻な見込みを行う必要がある。
- また、介護人材の数については、平成30年度分から国の調査結果(市町村単位)が公表されなくなったため、これに代わる新たな指標を設定する必要がある。

区 分		目 標	期 末 見 込
特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)		7期中の 整備定員数	380人分
認知症高齢者グループホーム			261人分
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	R3.4.1 時点の 事業所数	26事業所
	認知症対応型通所介護事業所		19事業所
	小規模多機能型居宅介護事業所		29事業所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所		45事業所
			10事業所
			7事業所

## **(4) 重点施策Ⅳ**

**「在宅医療の充実と在宅医療・  
介護連携の推進」**

## ① 取組方針

今後の75歳以上高齢者の増加を見据えて、できる限り人生の最期まで在宅で暮らしたいという高齢者のニーズに対応していくため、在宅医療の充実を図るとともに、医療や介護サービスをより円滑に提供することができるよう、在宅医療・介護連携を推進する。

## ② 目標設定

	項 目	目 標
1	在宅医療の量的拡充	訪問診療の受給状況の対前年度比増
2	自宅等(※)の在宅で最期を迎える人の割合	自宅等の在宅で最期を迎える人の割合の対前年比増

※ 自宅、老人ホーム、介護老人保健施設等

### ③ 評価

ア 訪問診療の受給状況の対前年度比増

イ 自宅等の在宅で最期を迎える人の割合の対前年比増

- 訪問診療の受給状況について、平成30年度は前年度と比べて減少しているものの、第6期からの数年間で見ると増加傾向にある。これは、在宅看取りに対応可能な訪問看護事業所数の拡大等の取組が一定の成果を上げていることによるものと考えられる。引き続き、在宅医療の量的拡充に向けて取り組む必要がある。
- 自宅等の在宅で最期を迎える人の割合について、平成30年は前年と比べて増えているが、半数以上の市民が住み慣れた自宅(居宅)で人生の最期を迎えることを望んでいることを踏まえると、依然その乖離は大きく、引き続き、その割合の増加に向けて取り組む必要がある。

#### 【訪問診療等のレセプト件数】

広島県の統計データから作成

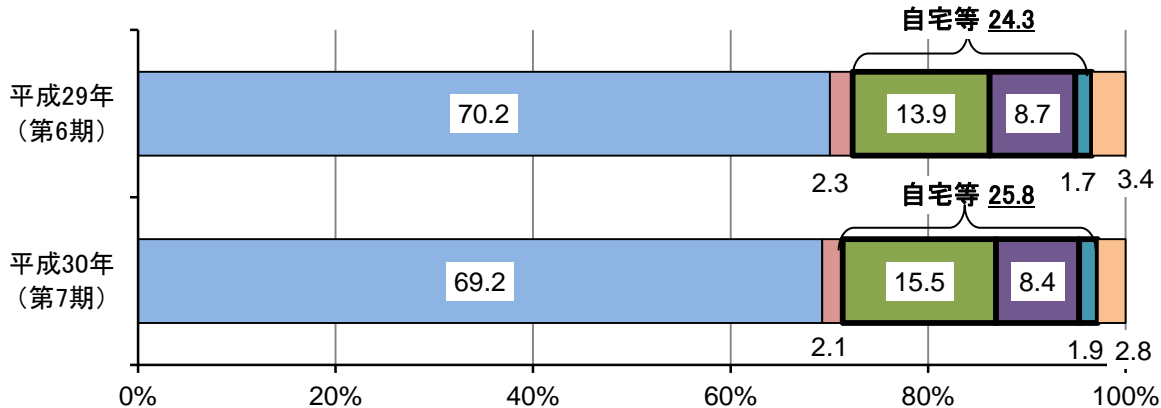
区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問診療・往診(市内)	92,685件	98,904件	103,806件	101,989件

← 第6期計画期間 (平成27年度～平成29年度) | 第7期計画期間 (平成30年度～)

#### 【死亡場所別割合】

厚生労働省「人口動態調査」から作成

■ 病院 ■ 診療所 ■ 自宅 ■ 老人ホーム ■ 介護老人保健施設等 ■ その他



#### 主な取組

##### ◎在宅看取りに対応可能な訪問看護事業所数の拡大

- ・ 看取りを視野に入れた在宅医療を支えるため、平成30年度から訪問看護師養成事業に取り組んでおり、在宅看取りに対応可能な訪問看護事業所数の拡大を図った。

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
目標	100事業所	106事業所	112事業所
実績	116事業所	126事業所	—

##### ◎日常生活圏域における多職種連携のための情報交換会等の開催

- ・ 医療や介護の専門職が参加する情報交換会や合同研修会を開催することで、医療・介護サービスの一体的な提供やケアの質向上につながる多職種連携に取り組んだ。

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
目標	73回	77回	82回
実績	93回	96回	—

## **(5) 重点施策Ⅴ**

### **「認知症施策の推進」**

## ① 取組方針

認知症高齢者の大幅な増加が予想されるとともに、潜在的な認知症の人も多くいることが推測されることから、国の認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)等も踏まえ、早期診断・早期対応をはじめ、症状・容態に応じた適切な医療・介護サービスの提供とともに、認知症の人とその家族を支える取組など、認知症の人と家族にやさしい地域づくりに向けた施策を総合的かつ体系的に推進する。

## ② 目標設定

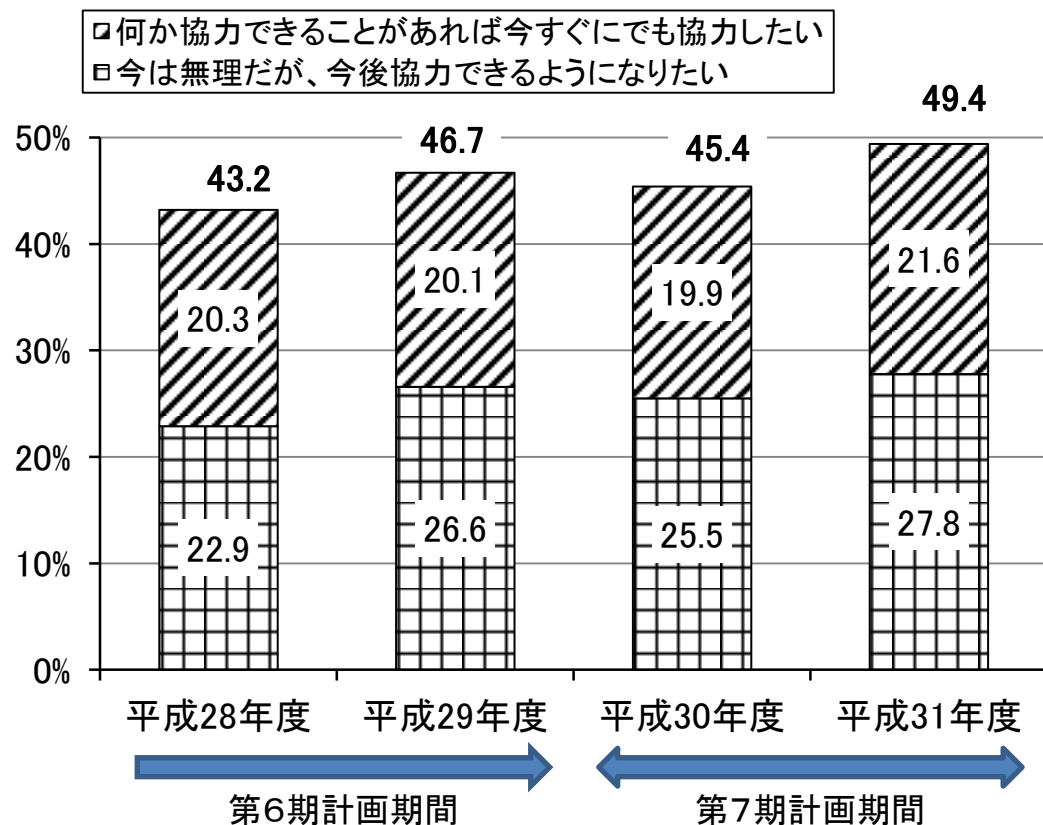
項 目	目 標
認知症の人とその家族を地域で支える意識	「認知症の人が近所にいた場合、今すぐ又は今後協力したい」と回答する人の対前年度比増

### ③ 評価

「認知症の人が近所にいた場合、今すぐ又は今後協力したい」と回答する人の対前年度比増

○ 「認知症の人が近所にいた場合、今すぐ又は今後協力したい」と回答した人の割合は、概ね増加傾向にある。これは、認知症サポーター養成による認知症に関する正しい知識の普及などが進み、「認知症の人とその家族を地域で支える意識」が少しずつ広がっていることによるものと考えられる。今後は、意識にとどまらず、市民が地域で支援する活動の拡大という視点で新たな指標を設定する必要がある。

【「今すぐ又は今後協力したい」と回答した人の割合】



「広島市市民意識調査」から作成

### 主な取組

#### ◎認知症サポーターの養成(累計)

・多くの地域住民や事業者に、認知症に対する正しい知識を持ってもらい、認知症の人やその家族を理解・支援してもらうため、認知症サポーター養成講座を開催し、その養成に取り組んだ。

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
目標	92,000人	105,500人	119,000人
実績	93,087人	108,208人	—

#### ◎認知症カフェのか所数の拡大

・各区に配置した認知症地域支援推進員を中心に、認知症カフェの立上げや運営の支援に取り組むとともに、運営費の補助を行うことで、認知症の人とその家族を地域で支える場の拡大を図った。

区分	平成30年度	平成31年度	令和2年度
目標	72か所	82か所	92か所
実績	84か所	96か所	—

### 3 総括

- これまでの内容から、重点施策Ⅰ「健康づくりと介護予防の促進」、重点施策Ⅱ「見守り支え合う地域づくりの推進」、重点施策Ⅳ「在宅医療の充実と在宅医療・介護連携の推進」及び重点施策Ⅴ「認知症施策の推進」に関して、目標と比べると進捗が十分ではない項目もあったものの、第6期と比べれば、総じて状況は改善されており、着実に成果が上がっている。
- これは、自助・共助の精神に基づく地域住民の主体的な取組に加え、サービス提供を担う医療や介護の専門職等と一体となって本市が進めてきた各種の取組が効果的に寄与したものと考えられる。
- 一方で、重点施策Ⅲ「質の高い介護サービスを安定して提供できる体制づくりの推進」については、目標に達しておらず、第8期に向けて、改めて施設・事業所の利用ニーズ等についてより精緻な検討を行い、それを踏まえた体制づくりに取り組む必要がある。
- 以上の振り返りから、第7期プランの目標の「2025年を見据えた地域包括ケアシステムの推進と深化」については第6期から着実に進められているものと考えられるが、団塊の世代全てが75歳以上となる2025年を目前にし、健康づくり・介護予防の促進をはじめとする高齢者が抱える様々な生活課題に適切に対応できる包括的な支援体制づくりを着実に進めるため、第8期プランにこれまでの方向性は引き継ぎつつ、関連施策を更に充実させていくための目標設定及び取組を盛り込む。